

岐阜県 J A グループ 献穀褒賞委員会規程

制定 令和6年2月1日

(目的)

第1条 本委員会は、新嘗祭（大嘗祭を含む）における献穀者に対して、慰労及び感謝の意を表すとともに、本県農業の発展を図ることを目的とする。

(委員等)

第2条 本委員会の委員は、岐阜県内 J A の代表者とする。

2 本委員会に会長を置き、岐阜県 J A 組合長会の会長があたる。

3 本委員会には、会長の許可を得て中央会・各連合会・基金協会の常勤役員及び県本部長が出席し、意見を述べることができる。

(事業)

第3条 本委員会は、第1条の目的のため次の各号に掲げる事業を行う。

① 寄附の受入

寄附の受入れは、次に掲げる者からのものに限る。また、寄付の申し出があった場合は、「岐阜県 J A グループ 献穀褒賞にかかる寄附申込書」（様式1）を徴求し、会長が受入れの可否を判断する。

ア 岐阜県 J A グループ各組織・関係者個人からの寄附

イ その他有志（会長が認める者に限る）からの寄附

② 報奨の実施

その年に献穀を行う岐阜県内の個人（米と粟の献穀者各1名）に対して、本委員会会長名の感謝状及び褒賞金30万円を贈呈する。また、その時期は、毎年11月とする。

③ その他第1条の目的のために必要な事業の実施

(会計)

第4条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 会長は、会計年度終了後、本委員会に会計報告を行う。

(監査)

第5条 本委員会の会計は、委員以外の者による監査を受ける。

2 前項の監査は、岐阜県信用農業協同組合連合会代表理事理事長が実施する。

(委員会の解散)

第6条 本委員会は、毎年11月1日を基準日として第4条の資金の残高が60万円を下回った場合、翌年3月末をもって解散する。

2 本委員会解散時における資金の残高の処理については、本委員会で決定する。

(特例)

第7条 この要領に定めのない事項については、会長がこれを定めるものとする。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、岐阜県農業協同組合中央会に置く。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議決を経て行う。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

岐阜県JAグループ献穀褒賞にかかる寄附申込書

岐阜県JAグループ献穀褒賞委員会 御中

私（寄附者）は、貴委員会の目的及び事業に賛同し、次のとおり寄附を希望します。

寄附者	ご住所	〒	
	(フリガナ) お名前		匿名の希望 有 ・ 無
	電話番号		
寄附金額	円	入金予定時期	
		年 月	
寄附の理由 その他連絡事項			
確認事項 右の事項を確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> を付し、ご署名願 います。	私（寄附者）は、 <input type="checkbox"/> 寄附を行った後は、いかなる理由によっても返金を求めません。 <input type="checkbox"/> 委員会への寄附は、税制上の優遇措置がないことを承知しています。 <input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者その他反 社会的勢力ではありません。 署名（自署）		

■お申込み／この申込書は、郵送でお送り下さい。

郵送先：〒500-8367 岐阜県岐阜市宇佐南 4-13-1

岐阜県農業協同組合中央会 総合企画部

■寄附の受入／寄附の受入の判断（可否）結果、振込先（口座）等については、当方からご連絡いたします。